

東北電力株式会社第98回定時株主総会 共同株主提案議案

第1号議案 定款一部変更の件（1）

◎議案内容

第1章 総則に以下の条項を追加する。

（脱原発会社宣言）

第6条 当社は、東京電力福島第一原子力発電所事故により甚大な被災を受けた東北圏を供給区域とする電力会社であることを重く受け止め、「脱原発会社宣言」を行い、原子力発電に依存しない電力供給体制の確立を目指す。

（上記第6条の新設に伴い、現行定款の第6条以下をそれぞれ1条ずつ繰り下げる。）

○提案の理由

ロシア軍によるウクライナの原発の占拠は、人類史上初めて、有事には原発が直接の攻撃対象になり得ることを全世界に突きつけました。原発の存在それ自体が自ら自国に設置した「動かぬ核兵器」となり得る可能性を白日の下にさらしたのです。

これを受けて、原子力規制委員会の更田委員長は、我が国の原発の安全対策は武力攻撃を想定していないことを指摘し、はっきりと「守りようがない」と述べました。

当社は「地域社会との共栄」を経営理念とし、「安全の確保、環境への配慮、企業倫理・法令遵守を基盤に（中略）サステナビリティを推進していきます」と謳っています。ウクライナの事態を通じて、原発の存在は「安全・環境・企業倫理」と決して相容れず、当社の企業理念とは真逆の「地域社会の滅亡」さえもたらす可能性をはらむことが明白になりました。

この議案は第94回総会（2018年度）に提案した議案と同じ内容ですが、以上の理由により、当社にとって今こそ必要な議案であると考え、再度提案します。

第2号議案 定款一部変更の件（2）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第7章 原子力発電所再稼働に先立つ特定重大事故等対処施設の設置

第40条 当社は、特定重大事故等対処施設（以下、特重施設）の設置が完了するまでは、原子力発電所の再稼働を行わない。

○提案の理由

日本国内の原発は、航空機衝突やテロリスト侵入などに対処するため、2013年に施行された新規制基準で特重施設の設置が義務付けられています。本施設は、工事計画認可から5年以内、すなわち、女川原発2号機の場合、2026年12月22日までの設置が求められます。同原発の再稼働予定は2024年2月のため、最悪2026年12月までの2年10か月間、特重施設がないまま稼働することになります。

本年3月4日、ロシア軍がウクライナのザポリージャ原発を攻撃したことを受け、福井県杉本知事は3月8日に岸防衛相を訪問し、迎撃態勢や自衛隊の配備を求める要望書を提出しています。

現在の世界情勢に鑑みれば、原発の存在は脅威以外の何ものでもありません。ましてや、特重施設の設置無しの再稼働は論外です。

立地自治体住民等に安心を与えるよう、当社は自主的に、特重施設の設置が完了するまで原子力発電所の再稼働を行わないこととします。

第3号議案 定款一部変更の件（3）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第8章 原子力損害賠償保険、原子力財産保険への加入

第41条 当社は、原子力事故の責任を経済的に担保するため、すべての原子力設備で、22兆円以上の新たな原子力損害賠償保険と原子力財産保険に加入する。

2 放射性物質拡散を伴う原子力事故が発生した場合は、金融機関、株主等の利害関係者に対する債務よりも、被害者への損害賠償を優先しなければならない。

3 前項2の事故が発生した場合は、取締役並びに旧取締役個人にも被害者に対する損害賠償への協力を要請する。

4 前項2の事故を起こした原子力設備の製造者に対しては、事故処理への無償の協力を要請する。

5 前項1の保険に加入できない場合は、すべての原子力設備の建設・稼働を行わず、速やかに廃止する。

○提案理由

当社は、東日本大震災以来11年間原発を稼働していませんが、女川原発2号機の2024年2月の再稼働を目指しています。しかし、女川原発は、震災で大きな被害を受け、東京電力福島第一原発のような大事故となる恐れもありました。

その福島原発事故で、東京電力は少なくとも22兆円にのぼると見込まれる損害賠償などの責任を負いました。これは、地震・津波に限らずいったん大事故が起こればそれほどの損害が生じることを示し、また、原子力損害の賠償に関する法律に定められた1,200億円ではけた違いに不足です。しかも、この損害賠償は現行の制度では税金や電気料金という形で国民が負担させられています。本来ならば原発により利潤を得ている、設備の製造者を含む原子力関連事業者が負担すべきものと考えます。

他社の発電所とはいえ、このような大事故を経験した以上、最低限、同規模の事故を想定して22兆円以上の損害賠償保険等に加入すべきです。それができない場合には、原子力設備を全て廃止するべきです。

損害賠償等の対策が不十分なままでは社会的に極めて無責任であり、過大な経営リスクを負うのも明らかです。

第4号議案 定款一部変更の件（4）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第9章 放射性廃棄物の処理・処分の確定

第42条 当社の原子力発電により発生させた使用済核燃料その他の放射性物質は、発生者責任を果たすためその処理・処分方法を確定する。また明確な方法を決定するまでは、放射性物質を増大させる原子力発電所の再稼働は行わない。

○提案理由

日本で商業用原子力発電が始まったのは1966年ですが、それ以来56年が経過します。

本来ならば原発が生み出す危険物である放射能の処理・処分方法を確定させてから始めるべきでしたが、それを先延ばしして大量の放射能を作って来てしまいました。そのごく一部の低レベル放射性廃棄物は青森県六ヶ所村の埋設センターに埋立処分されましたが、使用済核燃料とそれから取り出された高レベル廃棄物をはじめほとんどの放射能は処理・処分方法も見つからないまま、発電所敷地内その他に保管されています。

福島第一原発で作られた放射能は福島原発事故で大量に環境に撒き散らされ、大きな被害をもたらしました。これからも汚染水の海洋放出などで多くの問題を引き起こして行きます。

放射能の発生者として、その処理・処分を早急に確定させることが責任として求められています。原発の再稼働を行うことは、この放射能をさらに増大させることになります。処理・処分を確定出来なければ、再稼働させるべきではありません。

第5号議案 定款一部変更の件（5）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第10章 相談役及び顧問等の廃止

第43条 当社は、経営の透明性及び実効性を向上させ、企業統治（コーポレートガバナンス）の更なる強化・向上を図るため、相談役及び顧問等を廃止する。

○提案の理由

相談役・顧問制度は、会社法に規定がなく、慣習的に認められてきた日本企業特有のものです。会長や社長が退任後に企業に残り実質的な「院政」の形で現経営陣に影響力を行使しているとの批判や、目に見える貢献が乏しいとの指摘がなされ、外国人投資家を中心に透明性等について批判が出ており、企業統治（コーポレートガバナンス）の向上につなげる観点からも見直しの動きが広がっており、すでに、日産やソニー、パナソニック、富士通、資生堂、日本たばこ産業（JT）、カゴメ、伊藤忠商事等、多くの国内企業が廃止しています。

当社では、八島俊章氏、高橋宏明氏、原田宏哉氏が特別顧問、海輪誠氏が相談役に就任しています。彼らは、電力全面自由化が進展する中、危険で不安定な電源、コスト高で経済性のない原発に固執し、当社の経営を危うくし、赤字決算の原因をつくってきました。

当社が、再生可能エネルギーを基盤とする脱原発の新たな経営に一刻も早く舵をきるためにも、悪しき慣習でしかない相談役・顧問制度を廃止すべきです。

（この議案は、昨年、株主の27%の賛同を得たので再提案します。）

第6号議案 定款一部変更の件（6）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第11章 日本原子力発電株式会社からの資金回収

第44条 当社は、日本原子力発電株式会社へ無償提供した資金を回収し、財務の健全性を確保する。

取締役会は、上記資金の回収計画を策定し、毎年、株主総会に報告する。

○提案の理由

1月31日、当社は2022年3月期の通期連結業績予想を下方修正し、純損益が230億円の黒字から450億円の赤字になり、「期末配当は未定」と発表しました。赤字は東日本大震災以来9期ぶりです。その理由に燃料価格高騰を挙げていますが、震災後11年間も、稼働していない当社の原発部門に毎年1,000億円を支出し、さらに電気を受電していない日本原電東海第二原発に毎年「他社購入電力料」名目で中間配当金に匹敵する約100億円（総額約1,000億円）を無償提供するなど、原発に偏った経営で財務耐力をなくした結果です。

同原発は、運転期限40年超の「老朽」原発かつ「被災」原発であり、昨年の水戸地裁「運転差止」判決や地元や関東圏の住民からの再稼働反対の声に加え、安全対策工事の遅れで再稼働予定が2年延期になるなど、再稼働は見通せません。

電力自由化に対応し財務の健全性を確保するためにも、早急に、日本原電へ無償提供した資金を回収し、配当金等に廻すべきです。

●「株主提案権」とは

※参考

新会社法第303条2項および305条1項〔株主による議題・議案の提案権〕

前項の規定にかかわらず、取締役会設置会社においては、総株主の議決権の百分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権又は三百個（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その個数）以上の議決権を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する株主に限り、取締役に対し、一定の事項を株主総会の目的とすることを請求することができる。（以下省略）

株主の「提案権」は、欧米の株主総会では以前から定着していた制度です。株主総会で会社（取締役会）が議案を提案するのと同じように、株主にも議案提案の権利を認めようというものです。日本では、昭和56年の商法改正で、「232条の2」に導入されました。その後2006年の新会社法の第303条2項および305条1項に引き継がれています。その目的は、株主に対して、株主総会の機会を利用して会社の経営に関する株主自身の意思を決議に反映させ、会社内部の風通しを良くしようというものです。

この株主提案権を行使するためには、

- ① 株主総会当日（6月末の予定）の8週間前までに議案を提出すること
- ② 合計で議決権300個（3万株）以上の株主の同意・署名があること
- ③ その株主たちが、議案提出の時点で、引き続き6か月以上株を持っていること
- ④ 提案に加わろうとする株主が自分の証券会社等に「個別株主通知」の申出を行うこと

が必要です。

●2009年「株券電子化」に伴う株主提案の流れ

以前は、「株主提案権行使合意書兼委任状」に必要事項を記入し届け出印を押して、返送するだけでした。ところが、2009年1月の「株券電子化」で上記手続きの他に、証券会社等に「個別株主通知申出書」を提出し、「個別株主通知申出受付票」を入手し、返送していただく手続きが必要になりました。

